

	総合計画	地方版総合戦略
目的	各地方公共団体の総合的な振興・発展	人口減少克服・地方創生
根拠法	地方自治法 第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 <i>※平成23年度の法改正により根拠条項は削除</i>	まち・ひと・しごと創生法 第10条第1項 市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
策定年度	基本構想：平成22年度 後期基本計画：平成27年度	平成27年度
計画期間	基本構想：平成23年度～32年度（10年間） 後期基本計画：平成28年度～32年度（5年間）	平成27年度～31年度（5年間）
備考	基本構想：平成22年12月議会にて議決	国・都道府県・市町村はそれぞれ総合戦略を策定 香芝市人口ビジョンは、国に準じて2060年（平成72年）を目標年度として併せて策定

○総合計画等と地方版総合戦略の違い

総合計画は市の事業全般について定めたものであるのに対し、地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生に特化したもの。

【参考】地方版総合戦略策定のための手引き（平成27年1月/内閣府地方創生推進室）

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。